地域未来投資促進法に基づく固定資産税の優遇制度に係る申請手続（フロー図）

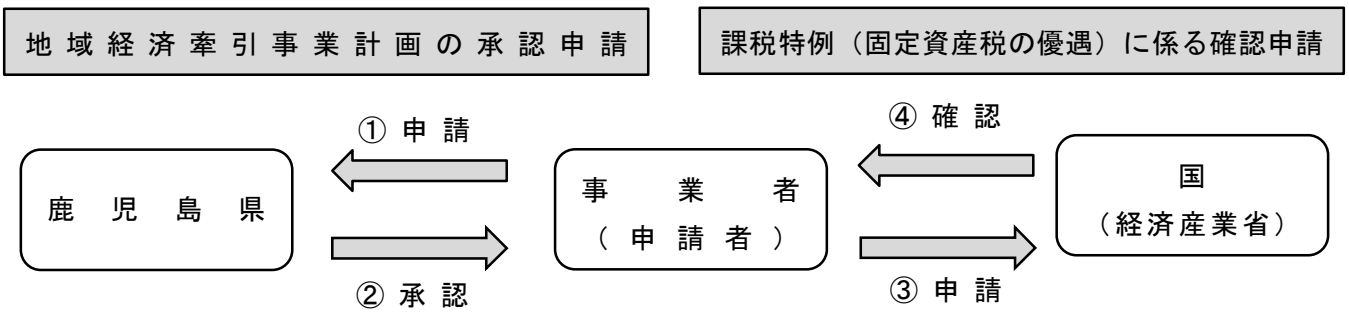

事業者（申請者）	鹿屋市

国からの課税特例（固定資産税の優遇）に係る確認（上記の④）後

①対象施設の操業開始後

↓

②申請

・対象施設指定申請書（第１号様式）
・事業概要書　　（第２号様式）
・事業所敷地全体の平面図
　（家屋の位置と地番を確認できるもの）
・定款
・法人登記簿謄本（写し）
・生産工程図
・工事請負契約書（写し）※工事がある場合
・売買契約書（写し）※売買がある場合
・対象資産の領収書等
・県の承認書（写し）
・国の確認書（写し）
【補助金を受けた場合】
・補助金の確定額が分かる書類（写し）
【土地が該当する場合】
・地籍図等（写し）
【家屋が該当する場合】
・対象家屋の平面図
【償却資産が該当する場合】
・償却資産の配置図

■対象産業分野（いずれかに該当すること。）
・電子関連産業分野
・自動車関連産業分野
・食品関連産業分野
・ヘルスケア産業分野
・航空宇宙関連産業分野
・ロボット関連産業分野
・情報通信関連産業分野
・環境・新エネルギー関連産業分野
・観光関連産業分野

■対象資産（一部制限有）
・家屋
・償却資産
・土地

※提出先　　産業政策課産業立地推進室

→ ③申請書受理

↓

④指定にかかる審査

→ 特別措置適用対象施設指定書（第３号様式）

→ ⑤指定書の受領

事業者（申請者）	鹿屋市

⑥課税の免除申請

期限：対象施設が新たに賦課されることとなる年度の初日の属する年の１月 31 日まで

・固定資産税課税免除申請書（第４号様式）
・所得税、法人税の確定申告書（税務署の受理が分かるページのみ）又は納税証明書（写し）
※電子申告の場合は、税務署の受理メールの写し
・減価償却資産の償却額の計算に関する明細書(別表 16)
・特別償却の償却限度額の計算に関する付表
・会社パンフレット

※提出先　　税務課

⑦申請書の受理

⑧審　査（現地調査含む）

⑨課税の免除の決定

固定資産税課税免除等通知書

⑩通知書の受領

期限：提出事由が発生した日以後 20 日以内

■各　種　届　出

（指定の日から最後の特別措置を受ける日まで）

区　　分	提出書類
対象施設指定関係書類の記載事項に変更があったとき	記載事項変更届（第６号様式）
指定対象施設の事業が承継されたとき	指定対象施設事業承継届（第７号様式）
指定対象施設の事業の廃止又は休止があったとき	指定対象施設事業廃（休）止届（第８号様式）

※提出先　産業政策課産業立地推進室

届出書の受理

■その他

指定事業者が次のいずれかに該当したときは、対象施設の指定を取り消し、又は既に行った特別措置を取り消します。

○　上記の適用要件等に該当しなくなったとき。
○　事業の廃止又は休止があったとき。
○　指定時の条件に違反したとき、又は市に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
○　特別措置を行うために必要な報告をしなかったとき。
○　その他事業の施行方法が不適切であると認められるとき。